

本資料で用いている用語、略語、略称の一覧表

略語	原語	日本語	概説
AO	Autorité Organisatrice	交通統合機関	複数のコミューンの連合体、あるいは上位レベルの県や州も加わって構成される都市公共交通政策を司る公的組織。各コミューンと契約で権限を一任される。AOは公共交通システムの決定、運営者、料金設定等の政策とともに、投資や補助金等の決定権を持つ。また、AOはPDUの策定主体でもある。第3章の<参考>(3)を参照。
APS	Avant Projet Sommaire	概略設計	例えば、道路事業の計画段階において、予備調査で1km幅の計画区域について、より詳細な調査を実施し、約300mの幅に絞り込んだ段階。
CERTU	Centre d'Etudes sur les réseaux les transports l'urbanisme et les constructions publiques	都市計画・交通・公共施設研究所	都市や交通に関わる国の研究機関。1984年設立。職員数は約170人。研究報告書やソフトウェアの開発を通じ、フランス政府や地方政府の活動の支援を行っている。
CGPC	Conseil General des Ponts et Chaussees	土木評議会	フランス設備省の中央局、州設備局の管轄下に置かれている。1747年設立のため、歴史的経緯があり、社会的地位も高い。役割は設備省に対する監査、政策に対する緒言。政策及び事業評価。
CNDP	Commission Nationale du Débat Public	国家公開討論委員会	公開討論の組織・運営などを行う独立行政法人。詳しくは第2章(3)を参照。
CPDP	Commission Particulière du Débat Public	公開討論特別委員会	それぞれの公開討論毎に組織され、実際に公開討

			論の運営に携わる組織。CPDPの委員長はCNDPが任命する。その他のメンバーはCPDPの委員長によって選ばれた候補者をCNDPが承認する。これまでの事例では、大学教授や民間企業の社長などが委員として選ばれている。
DUP	Déclaration de l'utilité public	公益宣言	土地収用法で規定されている手続きで、当該事業に公益性があると宣言する手続き。公益宣言が出されると、土地の収用が可能となる。
DDE	Direction Départementale de l'Équipement	県設備局	設備省の県の出先機関として、各県（100県）に1カ所ずつ置かれている。なお、各州（22州）には州整備局（DRE: Directions Régionales de l'Équipement）が配置されている。道路部門に関しては、各県のDDEでは国道等の整備及び維持管理を直接行う役割を持つ。
DTA	Directive Territoriale d'Aménagement	国土整備指針	国が大都市圏や海岸地域など特定の地域について策定する整備方針。SCOTとPLUの上位規範となる。
ENA	Ecole Nationale d'Administration	国立行政学院	フランスの高等教育として、大学の他にエリートの排出を目的としたグランゼコール（Grandes écoles）がある。グランゼコールの中でも法律、経済、外交等の文系に重点を置くのが、高等行政学院（ENA）である。ENAの卒業生はエルナクと呼ばれ、政界・官界・大企業の重要ポストを独占して、フランス社会の支配層を形成している。シラク大統領やジョスパン前大統領らも卒業生。

FN		国民戦線	極右政党
IMEC	Instruction Mixed a l'Échelon Central	—	国の行政官庁間の協議を定めた 1955 年の法律。
INRETS	Institut National de Recherche sur les Transports et leur securité	国立運輸科学安全研究所	研究・新技術省（Ministère délégué à la Recherche et aux Nouvelles Technologies）と設備省の共管の研究機関。1985 年設立。職員数は約 400 人。CERTU が政策に近い研究を行っているのに対し、INRETS は比較的基礎的な研究を行っている。
LOTI	Loi d'Orientation des Transports Intérieurs	国内交通基本法	直訳すると「国内交通に関わる方向づけに関する法律」という 1982 年の法律。それまでの 20 年間の車中心社会を改め、人はいかなる経済的、肉体的条件にもかかわらず移動する権利があるという「人の交通権」をうたい、公共交通の重要性を強調した。また、都市圏交通計画 PDU の概念を初めて打ち出した。
PDU	Le Plan de Déplacements Urbains	都市圏交通計画	1982 年の国内交通基本計画法 LOTI によって規定された都市の総合交通計画。計画案そのものだけでなく、策定の過程で様々な関係者が関与し、計画を練り上げるプロセスも重要視している。1996 年の大気およびエネルギーの合理的利用に関する法律（LAURE）において策定方法や具体的内容が示され、人口 10 万人以上の都市圏に対し、PDU の策定が義務づけられた。また、2000 年の連帯・都市再生法（SRU 法）が PDU の策

			定と実施のスケジュールを示した。詳細は第 2 章(5)を参照。
PLU	Le Plan Local d'Urbanisme	地域開発計画	2001 年の連帯・都市再生法 (SRU 法) によって、既存の POS から替わったもの。上位計画である SCOT (従来の SD が変わったもの) によって拘束される。POS からの主な改善点は、市町村の全領域が計画の対象領域となったこと、SCOT が策定されていない場合に PLU の市街化区域への指定替えを禁止したこと等があげられる。
POS	Plan d'occupation des sols	土地占有計画	1967 年の土地利用の方向づけに関する法律で導入された都市計画制度。POS は市町村の全域もしくは一部または複数の市町村の土地利用の一般規則、土地利用規制を定める。上位計画の SD に拘束されるが、SD が策定されていない場合に POS を策定することも、SD が策定されている場合に POS を策定しないことも可能である。なお、2001 年の SRU 法により POS は PLU に替わった。
PTU	Périmètre des Transports Urbain	都市交通区域	PDU の計画対象区域。PDU の策定プロセスではまずこの PTU を指定し、その地域の交通に関する全ての責任を負う機関が設立される必要があり、これを AO という。フランスの基礎自治体であるコミューンは通常小規模であるため、都市の交通圏域は複数自治体にまたがることが多い。よって、PTU も複数自治体にまたがり、PDU の策

			定にはコミューン間の連携が不可欠となる。なお、PTU はすべての地域が自主的に形成するものであり、強制的に指定するものではない。
SCOT	Le Schéma de Cohérence Territoriale	地域統合計画	2001年の連帯・都市再生法(SRU法)によって、既存のSDから替わったもの。複数の市町村からなる連合組織が策定し、広域の土地利用の方針を示す計画。主な改善点は、SCOTの承認・改訂から10年以内に適用結果を分析・評価する制度が導入したこと等があげられる。
SD	Schéma Directeur	都市基本計画	1967年の土地利用の方向づけに関する法律で導入された都市計画制度。国土整備政策とPOS等の具体的な土地利用計画とを媒介する役割を担う。SDは単一の市町村または複数の市町村の一部または全体について作成することができる。なお、2001年のSRU法によりSDはSCOTに替わった。
SMEAG	Syndicat Mixte d'Études et d'Aménagement de la Garonne	ガロンヌ川整備・調査連合会	ガロンヌ川流域の公施設法人。シャルラスダムの事業主体。
SRU	Loi Solidarité et Renouvellement Urbains	連帯・都市再生法	一貫性があり、連帯的かつ持続可能な開発に配慮した市街地整備を促進するために2001年に制定された法律。SRU法により、SCOTがSDに替わり、PLUがPOSに替わり導入された。
TGV	Train à Grande Vitesse :	高速列車	フランス版新幹線。最高時速300km/hでの営業運転を行っている。リヨンーマルセイユ間のTGV建設計画の反対運動が公開討論導入のきつ

			かけとなったと言われている。
ZAD	Zone d'aménagement différé	長期整備区域	ZUP による土地の先買権は、その区域内では土地投機抑制の効果をあげたが、周辺部で深刻な土地投機を誘発した。この反省を踏まえて、1962年に ZAD が創設された。ZAD は、将来予定はあるが具体的整備実施が未決定の区域についても、先買権による土地取引規制を行うとする制度である。関連内容は第 4 章<参考>(6)を参照。
ZUP	Zone à urbaniser en priorité	優先市街化区域	1958 年に導入された建築用地整備のための事業区域。その区域内で建築用地を短期的集中的に整備するとともに、建築認可の活用を通じて私的建築をその区域に誘導する狙いがある。整備にあたっては、公的主体が収用をはじめとする各種手法で土地を取得するが、公的取得に先行する土地投機を抑制するため、先買権による取引規制が図られた。関連内容は第 4 章<参考>(6)を参照。
—	<i>Commune</i>	コミューン	フランスの市町村にあたる基礎自治体。約 9 割が人口 2,000 人未満で、規模は小さくフランス全土でおよそ 36,000 のコミューンが存在する。なお、コミューンの長（メール）はコミューン議会の議長が就任。関連内容は、第 4 章<参考>(5)を参照。
—	<i>Concertation</i>	協議	関係者間の一般的な話し合い
—	<i>Concertation Préalable</i>	コンサルタシオン	1985 年に都市計画法典 L300-2 条に定められた住

			民参加規定。
—	<i>Conseil d'Etat</i>	国務院	行政最高裁判所。詳しくは第4章(3)、第4章<参考>(4)を参照。
—	<i>Cour administrative d'appel</i>	行政控訴審	行政裁判所の裁判に不服の場合は、二審の行政控訴院に控訴できる。
—	<i>Débat public</i>	公開討論	1992年の通称ピアンコ通達で導入され、1995年のバルニエ法で正式に法制度化された構想段階の市民参加手続き。詳しくは第2章(3)を参照。
—	<i>Département</i>	県	18世紀末の大革命期以降に設けられた人為的区画。その数は現在100(本土96、海外県4)
—	<i>droit de préemption</i>	土地の先買権	土地の譲渡が行われる場合に、先買権者(公的主体)が一定の行政目的に必要な土地を予定されていた譲受人を排除し、先買権者が優先して土地の所有権を購入できる制度。詳しくは、第4章(6)と<参考>(6)を参照。
—	<i>Enquête public</i>	民意調査	フランスで最も一般的なの市民参加手続。詳しくは、第2章(2)を参照。
—	<i>Ministère de l'Équipement des Transports du Logement du Tourisme et de la mer</i>	設備省(設備・交通・住宅・観光・海洋省)	設備大臣を長とし、中央局(本省)、行政地域局(DRE、DDEが含まれる)、技術ネットワーク(CERTUが含まれる)、パートナー施設法人、教育施設法人からなる。職員約11万人。本省はパリ西部の新都心街区デフェンスに配置されている。
—	<i>Région</i>	州	県を数県包括した広域的な行政区画。その数は現

			在 26 (本土 22、海外州 4)。中世以来「地方」という地域区分があり、現在の州と重なる部分も多いが、州が、コミューンや県と同じように、公選の議会と長を持つ完全な形の地方団体となったのは、1982 年の地方分権法による。
—	<i>tribunal administrative</i>	地方行政裁判所	行政裁判を専門に扱う裁判所。詳しくは第 4 章<参考>(4)を参照。